

定 款

東 洋 刃 物 株 式 会 社

定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商号)

当社は、東洋刃物株式会社と称する。

英文ではTOYO KNIFE CO., LTD. と表示する。

第 2 条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 工業用機械刃物の製造および販売。
2. 産業用機械器具ならびに各種装置の製造および販売。
3. 産業公害防止に関する調査・分析・測定の受託業務。
4. 不動産の売買および管理運用ならびにこれに関連する事業。
5. 関連する事業に対する投資。
6. 前各号に付帯する一切の業務。

第 3 条 (本店の所在地)

当社は、本店を宮城県富谷市に置く。

第 4 条 (機関)

当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

第 5 条 (公告方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して公告する。

第 2 章 株 式

第 6 条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、400万株とする。

第 7 条 (単元株式数)

当社の単元株式数は、100株とする。

第 8 条 (単元未満株式についての権利)

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

第 9 条 （単元未満株式の買増し）

当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第 10 条 （基準日）

当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 11 条 （株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせる。

第 12 条 （株式取扱規程）

当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取り扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規程」による。

第 3 章 株 主 総 会

第 13 条 （招集）

当会社の定時株主総会は、毎年事業年度末日から 3 カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。

第 14 条 （招集地）

当会社の株主総会は、本店所在地またはその隣接地で開催する。

第 15 条 （招集権者および議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第 16 条 （電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 17 条 （決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

第 18 条 （議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 19 条 （議事録）

株主総会の議事録は、法務省令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

第 4 章 取締役および取締役会

第 20 条 （員数）

当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、12名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

第 21 条 （選任方法）

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
4. 監査等委員である取締役の補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第 22 条 （任期）

取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第 23 条 （代表取締役、役付取締役および相談役）

代表取締役は、取締役会の決議によって取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から、取締役相談役若干名を定めることができる。

第 24 条 （取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順位に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
3. 前二項の定めにかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

第 25 条 （取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 26 条 （取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第 27 条 （取締役会の決議の省略）

当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第 28 条 (取締役への重要な業務執行の決定の委任)

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 29 条 (取締役会の議事録)

取締役会の議事録は、法務省令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに記名押印または電子署名を行う。

第 30 条 (取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 31 条 (報酬等)

取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

第 32 条 (取締役の責任免除)

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は200万円以上であらかじめ定めた金額または法令に規定する額のいずれか高い額とする。

第 5 章 監査等委員会

第 33 条 (監査等委員会の招集通知)

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第 34 条 (監査等委員会の決議方法)

監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

第 35 条 （常勤の監査等委員）

監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

第 36 条 （監査等委員会の議事録）

監査等委員会の議事録は、法務省令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに記名押印または電子署名を行う。

第 37 条 （監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会 計 監 査 人

第 38 条 （選任方法）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 39 条 （任期）

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 40 条 （報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 41 条 （会計監査人の責任免除）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項に規定する会計監査人の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は200万円以上であらかじめ定めた金額または法令に規定する額のいずれか高い額とする。

第 7 章 計算

第 42 条 (事業年度)

当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第 43 条 (剰余金の配当等の決定機関)

当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第 44 条 (剰余金の配当の基準日)

当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
3. 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 45 条 (剰余金の配当金の除斥期間等)

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の配当金には、利息をつけないものとする。

附 則 第 1 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に規定する監査役であった者の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

第 2 条 現行定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第 16 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生じるものとする。

第 3 条 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 16 条はなお効力を有する。

第 4 条 本附則は、施行日から 6 カ月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以 上

（注）2022 年 6 月 29 日定時株主総会承認による改訂定款